

志太広域事務組合制限付き一般競争入札取扱要領（建設工事等）

志太広域事務組合が発注する建設工事の請負（以下「建設工事」という。）、建設工事に係る測量、調査、設計又は監理の委託（以下「建設工事関連業務」という。）において、制限付き一般競争入札の取扱要領を次のとおり定める。

（審査委員会への諮問）

第1条 制限付き一般競争入札の実施及び入札参加資格等の設定に当たって、発注担当課は、志太広域事務組合建設工事等指名業者選定委員会（以下「審査委員会」という。）事務担当課と協議のうえ、入札参加資格設定調書（第1号様式）を作成し、審査委員会に諮るものとする。

2 審査委員会は諮問された案件に対する入札参加資格等を審議し、決定する。

（入札の公告等）

第2条 制限付き一般競争入札の執行にあつては、志太広域事務組合処務規程（平成25年志太広域事務組合訓令甲第1号）で規定する焼津市契約規則（昭和53年焼津市規則第15号）第6条の規定に基づき入札の公告を行うものとする。

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付）

第3条 制限付き一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、公告の日の翌日から10日以内（以下「申請期間」という。）に、次に掲げる書類を管理者に提出するものとする。ただし、案件の内容により管理者が認める場合は、申請期間を2分の1までの間に限り短縮することができる。

（1） 入札参加資格確認申請書（第2号様式 以下「申請書」という。）

（2） 資料

ア 同種工事等の施工実績表（第3号様式）

イ 配置予定技術者等の資格・工事経歴書（第4号様式）

エ その他管理者が必要と認めるもの

2 前項に掲げる書類の提出方法にあつては公告で定める方法により提出するものとする。

（入札参加資格の確認通知の送付）

第4条 入札参加資格の確認通知は、入札参加資格確認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（設計図書等に係る質問）

第5条 仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）に対する質問がある場合は、公告で定める方法により質問を提出することができる。

2 前項の質問があつたときは、管理者は公告で定める期限までに、当該質問に対する回答を行うものとする。

(現場説明会)

第6条 現場説明会は、管理者が、必要があると認める場合でない限り行わない。

2 現場説明会を行うこととなった場合において、発注担当課は次の各号を配慮して行うものとする。

- (1) 入札参加希望者が互いに対面することがないように個別に行うこと。
- (2) 現場説明において、他の入札参加希望者の名称及び業者数等を漏らしてはならない。

(工事費内訳書等の提出及び審査)

第7条 入札参加資格を認められた者（以下「入札参加資格者」という。）は、工事費内訳書（第6号様式）又は委託業務費内訳書（第7号様式）を作成し、入札書と同時に提出するものとする。

- 2 管理者は開札前に前項の規定により提出された工事費内訳書等を審査し、内容に著しい不備があると判断する場合は、当該内訳書及びその入札を無効とする場合がある。
- 3 前項の規定による無効の判断は志太広域事務組合工事費内訳書及び業務費内訳書取扱要領の規定により行う。

(入札の延期)

第8条 次の各号のいずれかに該当した場合は、当該案件に係る入札執行を延期することができるものとする。

- (1) 設計図書等の内容に不備又は誤りがあった場合
- (2) 談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手した場合
- (3) その他、管理者が必要と認める場合

- 2 入札を延期する場合は、適当な手段により入札参加資格者に、本件入札を延期する旨と変更後の入札日程等を通知するものとする。

(入札の中止)

第9条 次の各号のいずれかに該当した場合は、当該工事等に係る入札執行を中止するものとする。

- (1) 談合情報等の不正行為の疑いのある情報を入手し、入札を執行するのが適当でないと判断される場合
- (2) その他、管理者が必要と認める場合

- 2 入札を中止する場合は、適当な手段により入札参加資格者に通知するものとする。

(技術者等の配置)

第10条 落札者は、配置予定技術者等の資格・工事経歴書に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。

(低入札価格調査)

第11条 案件が志太広域事務組合低入札価格調査取扱要領（以下「低入札調査要領」という。）による低入札価格調査の対象となる契約である場合は、公告にその旨を記載し、入札参加希望者に対し周知する。

2 入札価格が低入札調査要領に定める低入札価格調査の対象となる場合は、調査対象者に対して当該要領に基づく調査を行い、落札者を決定する。

(事後審査型)

第12条 第3条第1項に規定する入札参加資格確認資料の審査のうち、入札前に入札参加資格の基本的な確認のみを行い、開札の結果、落札候補者となった者に対して入札参加資格の有無を確認し、落札候補者が入札参加資格を有している場合に落札決定を行うものを事後審査型と称する。

2 事後審査型による場合の執行にあつては、次の各号によるものとする。

- (1) 公告において事後審査型の方法により落札決定を行う旨を記載する。
- (2) 入札参加希望者は、入札参加資格確認申請の際、公告で定める方法により、第3条第1項に規定する申請書のみを提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けるものとする。
- (3) 前号の規定による入札参加資格の基本的な確認の結果、入札参加資格を有していると判断された者は入札を行うことができる。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者を落札候補者とし、落札の決定を保留するものとする。
- (5) 落札候補者のうち最低価格で入札した者（以下「第1順位の落札候補者」という。）は、第3条第1項に規定する申請書以外の資料を公告で定める期限までに提出し、入札参加資格を有しているかの審査を受けなければならない。
- (6) 第1順位の落札候補者から提出された資料を審査し、入札参加資格を有していると判断した場合に、当該落札候補者の落札を決定する。
- (7) 第1順位の落札候補者から公告で定める期限までに資料の提出がない又は審査の結果、入札参加資格を有していないと判断した場合、第1順位の落札候補者を除く落札候補者のうち、入札価格の低い順に次順位の落札候補者を決定し、前号同様に落札者を決定する。
- (8) 第5号の規定において、最低価格で入札した者が複数存在する場合は、当該複数者を第1順位の落札候補者とし、当該複数の第1順位者から資料提出を求め、審査の結果、入札参加資格を有している者が複数であった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。また前号の場合において次順位の落札候補者が複数いる場合も、同様に落札者を決定する。
- (9) 入札価格が低入札調査要領に定める低入札価格調査の対象となる場合は、調査対象者に対して第5号に規定する入札参加資格の審査を行うとともに当該要領に基づく低入札価格調査を行い、落札者を決定する。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第13条 建設工事に係る案件を、大規模、かつ、技術的難度の高い工事の施工に際して、

共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体に発注する場合には、焼津市建設工事共同企業体取扱要綱（平成 11 年告示第 97 号）以下「共同企業体取扱要綱」という。）を準用する。入札参加資格等の設定及び構成員の要件に当たっては、共同企業体取扱要綱によるもののほか、第 1 条で規定する審査委員会で設定するものとする。

（補則）

第 14 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式

（第 1 条関係）

第 2 号様式

（第 3 条関係）

第 3 号様式

（第 3 条関係）

第 4 号様式

（第 3 条関係）

第 5 号様式

（第 4 条関係）

第 6 号様式

（第 7 条関係）

第 7 号様式

（第 7 条関係）